

行田市移住定住推進プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、行田市（以下「発注者」）が行田市移住定住推進プロモーション業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、必要な基本的事項について定めるもの。

1. 委託業務の名称

行田市移住定住推進プロモーション業務

2. 委託期間

契約締結日から 2027（令和 9）年 3 月 31 日（水）まで

3. 目的

本市の人口は、平成 12 年をピーク（約 8 万 6 千人）に減少に転じ、旧南河原村との合併により一時的に増加したものの、令和 8 年 5 月には約 7 万 7 千人となっている。国立社会保障・人口問題研究所によれば、令和 12 年には 7 万人を、令和 32 年には 5 万人を割ることが予測されている。

そこで、人口減少に一刻も早く歯止めをかけるとともに、本市の持続性を高めるため、若年層や子育て世帯をメインターゲットとした移住定住施策の展開を図ることが急務となっている。

本業務において、今後の移住定住事業の基礎となるコンセプト及びタグラインを作成し、本市の移住に関する情報を WEB 広告で展開し、広報を行うことにより、移住定住者の増加を目指す。

4. 委託金額

上限額 3,196,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※うち 1,380,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）以上を WEB 広告関連費に充てること。

5. 委託業務の内容

本業務の目的達成が見込めるよう、以下の各業務を実施すること。また、提案事業を実施するに当たり、本市の協力等が必要な場合は、その内容について企画提案書に具体的に記載すること。

（1）コンセプトの策定

本市の現状、特性や行田市基本構想で定める将来像や重点政策等を踏まえ、本市の今後一定期間（5 年以上）、継続的に市制の様々な場面で活用できるような移住定住コンセプトの策定を行い、令和 8 年 8 月 31 日までに方針書を策定し、納品すること。

【内容】

- ・コンセプトの策定にあたり、本市に関する情報を収集するとともに、本市の実態調査をするために現地視察を1回以上行い、本市の特性や魅力、イメージについての分析を行う。
- ・現状分析を踏まえて、本市の移住定住施策に最適なコンセプトを策定する。また、移住定住コンセプトの策定にあたっては本市の重要政策との乖離を無くすため、本課との打合せを3回以上（対面とリモート打合せどちらでも可）行う。
- ・方針書は原則、A4版で20ページ以上とする。

（2）タグラインの作成

本業務で定める移住定住コンセプトを踏まえ、本市への移住定住の魅力を最大限表現する端的でわかりやすいタグラインを作成し、令和8年8月31日までに納品すること。

【内容】

- ・パターン異なるタグラインを3案以上提案すること。また、提案内容については職員等の意見を反映したうえで1案に決定する。
- ・移住定住を検討している人に向けて、地域の魅力、目指す姿や価値を端的に伝えるための短いメッセージとすること。

（3）WEB広告によるプロモーションの企画・実施

移住先として本市の認知度向上や移住促進に資する広告媒体を選定し、効果的なWEB広告プランを企画・制作・出稿・運営管理をすること。

【内容】

- ・移住定住コンセプトに基づいたターゲット層にWEB広告がリーチするように工夫すること。
- ・提案する広告プラットフォームについて、選択した理由（他のプラットフォームとの違いや優位性等）を説明すること。
- ・WEB広告はディスプレイ広告及び検索連動型広告を令和8年10月から令和9年3月の間でそれぞれ連続する3か月を実施すること。
- ・WEB広告に関するバナー等のデザイン及び制作を行うこと。なお、事業終了後も継続して使用することも考慮すること。
- ・行田市公式移住サイト「住まいる行田暮らし」(<https://www.city.gyoda.lg.jp/iju/index.html>)へのアクセスを強化するため、WEB広告から当該移住サイトへ閲覧者を誘導すること。なお、委託期間中に当該移住サイトのリニューアルが予定されているので留意すること。
- ・出稿した広告に関して、運用状況を適宜確認・管理し、リーチ数やクリック率などの成果が良くない場合は、出稿期間中であってもターゲティングの変更などを本市に提案し、変更や再出稿の作業などを行うこと。
- ・業務内容は、提案書類に基づき、受託者と担当課による協議により最終決定する。
- ・次の各号に掲げるサイトへは広告を掲載しないよう配慮すること。

- (ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (イ) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (ウ) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (エ) 政治性または宗教性のあるもの
- (オ) 特定の主義主張を目的とするもの
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、本市が広告を掲載することが適当でないと思われるもの

6. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

7. 受託者の責務

- (1) 受託者は常に善良なる管理者の注意義務をもって業務を遂行すること。
- (2) 受託者は本業務の遂行にあたり、発注者及び第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものは、発注者の責任とする。

8. 業務報告書の提出

受託者は、業務が終了した後、委託した業務内容をまとめた報告書を令和9年3月31日(水)までに1冊提出すること。また、WEB広告については広告の結果を報告すること。報告書の提出を受け、検収に合格後、当該報告書の引き渡しを受けるものとする。なお、電子データも納品すること。

9. 委託料の支払い

委託料は一括支払いとし、受託者は報告書を提出し、検収に合格後、委託料を請求すること、発注者は当該請求を受領後、30日以内に支払うものとする。

10. 留意点

- (1) 制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- (2) 本業務に関する所有権や著作権は、原則としてすべて本市に帰属する。
- (3) ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利保有物」)については、受託者に留保するものとし、この場合、本市は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (4) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵

害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(5) 前項で掲げるサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は速やかに出稿を停止し、本市に報告すること。

(6) 広報実施のために制作する有体物及び無体物一式を、本市が指定する日までに指定場所に納品すること。

(7) 原則として、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

(8) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(9) 本市の協力等を求めるのは、原則として企画提案書で事前に示した業務・範囲に限ること。

(10) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については本市と受託者とが協議して定めるものとする。

11. 担当

行田市総合政策部企画政策課 担当：平井・滝田

TEL 048-556-1111 (内線312)